

京都市上下水道企業管理規程第21号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の10第2号中「第19条の7第1項」を「第19条の8第1項」に改める。

第19条の11第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。

第44条中「第19条の7から第19条の11」を「第19条の8から第19条の12」に改める。

第3号様式中「第19条の10」を「第19条の11」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)